

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
一方、A県内で被災した外国人においては、D県での大震災のときと同様に帰国する者の多勢が予想される。そうすると外国人と日本人との間の区別は合理性を有するようにも思える。また、A県内で震災に見舞われた外国人の全員が帰国するわけではなく、現時点においては可能性であるにすぎないというべきである。したがって、外国人全員が帰国する予定とみなして国籍要件を設けることは適当的ではない。また、外国人全員を対象外とするのではなく、震災後A県に残る外国人に対して支給を認めることはA県の復興上求められることとも言える。したがって、国籍要件を設けることは、過度な規制である。よって、実質的関連性は認められない。

13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
以上より、本件条例3条1号は14条1項に反し違憲である。

以上